

令和 8 年度ベトナム向け県産品ビジネスマッチング業務 企画提案公募要領

1 目的

この要領は、令和 8 年度ベトナム向け県産品ビジネスマッチング業務委託に関する企画提案の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務内容

- (1) 業務名 令和 8 年度ベトナム向け県産品ビジネスマッチング業務
- (2) 仕様書 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで
- (4) 委託金額 1,469 千円以内（消費税含む。）
の上限額

3 参加資格要件

応募する時点で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) ベトナムに事務所・事業所等の拠点、関連企業を有する等、ベトナムに拠点機能を有し、本業務について十分な業務執行能力を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定に該当する者でないこと。
- (3) 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 国税、地方税の滞納をしている者でないこと。
- (7) 特定の宗教活動や政治活動を実施している者でないこと。
- (8) 暴力団若しくは暴力団の統制下にある者でないこと。

4 スケジュール

- (1) 企画提案公示 令和 8 年 4 月 24 日（金）
- (2) 質問受付期限 令和 8 年 5 月 8 日（金）17 時
- (3) 質問に対する回答 令和 8 年 5 月 13 日（水）まで
- (4) 参加表明書提出期限 令和 8 年 5 月 19 日（火）17 時
- (5) 企画提案書提出期限 令和 8 年 5 月 26 日（火）17 時
- (6) 書類審査 令和 8 年 5 月 27 日（水）～28 日（木）
- (7) 審査結果通知 令和 8 年 5 月 29 日（金）（予定）
- (8) 最優秀提案者との協議 令和 8 年 6 月上旬以降（予定）

(9) 契約の締結

令和8年6月上旬以降

5 企画提案の詳細

(1) 質問受付及び回答

ア 受付期限

令和8年5月8日(金)17時(日本時間)

イ 提出方法

質問書(様式1)を電子メールにより提出すること。

ウ 提出先

下記「8 書類の提出及び問合せ先」

エ 質問に対する回答

質問内容及び回答は、令和8年5月13日(水)までに県ホームページに公開する。

(2) 参加表明書提出

ア 提出期限

令和8年5月19日(火)17時(日本時間)

イ 提出方法

参加表明書(様式2)を電子メールにより提出すること。

ウ 提出先

下記「8 書類の提出及び問合せ先」

エ 参加資格の可否及び喪失

参加表明書(様式2)を提出した者は、本企画提案公募への参加資格を有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

①本手続において、提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正行為をしたとき。

②本手続の期間中に、「3 参加資格要件」に掲げる要件に該当しなくなったとき。

オ 参加表明後に辞退する場合、速やかに辞退届(様式任意)を提出すること。

(3) 企画提案書の提出

ア 企画提案書

(ア) 様式は任意とし、A4サイズを基本とする。

(イ) 記載が必要な事項は以下のとおりとする。

a 事業実施体制について

・ベトナムの現地拠点機能の概要について記載すること。

・業務執行の人員体制や本業務のサポート体制について記載すること。

b 商談候補先の選定・確保について

・県内企業のニーズ等をどのように把握するか記載すること。

・商談候補先となるベトナム企業の発掘・選定方法、現地ネットワーク等について記載すること。

・県内企業の取扱商品等について、ベトナム企業に対しどのような

に提案するか記載すること。

- c 商談日時等の調整・実施について
 - ・ 県内企業とベトナム企業の双方のニーズに対応するため、どのようにマッチングするか記載すること。
 - ・ オンライン商談する際のサポート体制について記載すること。
 - ・ 県内企業のベトナム渡航時のアテンド体制や、ベトナム企業が来青した際のサポート体制について記載すること。
- d 商談実施後のアフターフォローについて
 - ・ フォロアップの基本的な考え方を記載すること。
 - ・ 商談が継続中の場合、商談結果を踏まえて、成約に向けた県内企業へのアドバイス、ベトナム企業の確認・調整等、フォローアップの方法を記載すること。
- e 類似業務の実績について
 - ・ 過去5年間に受注した同種又は類似の業務実績を記載すること。
- f 会社概要について
 - ・ 商号又は名称、代表者職氏名、所在地、資本金、従業員数、業務内容等について記載すること。

イ 見積書

提案に当たっては、仕様書「2. 業務内容」の(1)から(6)までを一連の基本業務単位とし、(1)から(6)の1件当たりの単価を見積もること。

また、「2. 業務内容(3)」に関連して見込まれる(7)ア及びイの1件当たりの単価を見積もること。

なお、契約期間内に支払う委託金額は、(1)から(7)の1件当たり単価に実績件数を乗じた金額で、1,469千円を上限とする。

ウ 提出期限

令和8年5月26日(火)17時(日本時間)

エ 提出先

下記「8 書類の提出及び問合せ先」

オ 提出方法

持参(土日祝日を除く)又は郵送により、ア及びイを5部提出すること。

(4) 企画提案の審査

ア 審査方法

企画提案書の記載内容に掲げた各項目について、点数化の上、合計点が最も高い1者を最優秀提案者として選定する。なお、合計点が最も高い者が複数となった場合は、審査員の協議により決定する。

なお、参加者が1者の場合でも、審査員1人当たりの点数が満点の1/2未満の場合は「最優秀提案者」なしとする。

イ 審査期間

令和8年5月27日(水)~28日(木)

(5) 審査結果の通知(最優秀提案者の決定)

- ア 通知日
審査後、速やかに文書により通知する（令和8年5月29日（金）予定）。
- イ その他
審査結果についての質問は受け付けない

6 契約の方法

- (1) 最優秀提案者との契約締結については、選定された企画提案書を参考に、業務内容、業務遂行に必要な条件等について協議し、協議が整った場合には、随意契約の相手方として見積書を聴取の上、契約を締結する。
- (2) 最優秀提案者との協議が合意に至らなかった場合は、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (2) 本企画提案の実施に当たって要した経費（提出書類の作成、郵送代等）は全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類等に虚偽の記載がある場合は、当該提案は無効とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。
- (5) 企画提案書等の提出後の修正又は変更は、原則として認めない。

8 書類の提出及び問合せ先

青森県観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課 経済交流グループ
所在地：〒030-8570 青森市長島 1-1-1（県庁西棟 4階）
電話：017-734-9730（直通）
FAX：017-734-8119
メール：kensanhin@pref.aomori.lg.jp